

第23回米原市男女共同参画審議会次第

令和6年8月26日(月) 10時～
米原市役所本庁舎 4階 会議室4A

- 1 開会あいさつ (総務部長)

- 2 委嘱状の交付

- 3 自己紹介

- 4 会長、副会長の選出について
会 長：
副会長：

- 5 審議事項
(1) 第4次米原市男女共同参画推進計画における進行管理について (資料3、4)
(2) 女性の社会参画や政治参画推進に向けた方策と取組等について (資料5)

- 6 その他

- 7 閉 会 (11:30 予定)

<資料一覧>

事前 配布	資料 番号	配 布 資 料
○		次第
○	資料 1	米原市男女共同参画審議会委員名簿
○	資料 2	米原市男女共同参画審議会規則
○	資料 3	第 4 次米原市男女共同参画推進計画の体系
○	資料 4	進捗状況（男女共同参画推進計画進行管理）
○	資料 5	女性の社会参画や政治参画推進に向けた方策と取組等について
○	参考資料	女性の社会参画や政治参画推進に向けてのアンケート集計 （実施：米原市商工会女性部）
	その他	米原市人権センター S・C だより（9月号）

米原市男女共同参画審議会委員名簿

資料1

(敬称略)

氏名	所属等	委員の構成
おざわ しゅうじ 小沢 修司	京都府立大学 名誉教授	(1)学識経験者
なかむら まり 中村 真理	米原市商工会女性部	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
にしむら まさこ 西村 正子	米原地区更生保護女性会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
つつみ たつや 堤 辰也	米原市人権教育推進協議会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
いぶき てるこ 臈吹 照子	長浜人権擁護委員協議会米原地区部会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
たにもと まさのぶ 谷本 政信	米原市民生委員児童委員協議会連合会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
ときた さとし 時田 智史	米原市社会福祉協議会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
きしね ちよみ 岸根 千代美	市民委員(一般公募)	(3)公募による市民代表者
つかだ たかこ 塚田 多佳子	なでしこネット	(4)市長が適当と認める者
わたなべ ゆう 渡部 優	なでしこネット	(4)市長が適当と認める者

事務局

人権政策課	宮 川 巖
	筒 井 康 一
	澤 恵 子
	谷 川 俊 浩
	堀 安 奈
男女共同参画センター	山 田 克 己

(趣旨)

第1条 この規則は、米原市付属機関設置条例(平成28年米原市条例第3号)第2条の規定により設置する米原市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 審議会の委員の構成は、男女のいずれか一方の人数が、委員の総数の10分の4未満としないようにしなければならない。

(会長および副会長)

第3条 審議会に、会長および副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部人権政策課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(会議の招集)

2 米原市付属機関設置条例第4条第2項に規定する委嘱後初めて開かれる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

第4次米原市男女共同参画推進計画の体系

資料3

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向
「女（ひと）と男（ひと）がともに認め合い 互いに自分らしくいきいきと暮らせるまち」を目指す	基本目標1 基本的人権の尊重 人権尊重と豊かな社会づくり	【1-1】 人権尊重と男女共同参画への意識改革	① 人権尊重と男女共同参画社会に向けた意識啓発 ② 固定的な性別役割分担意識の解消【重点】 ③ 男女共同参画をリードする人材の育成・支援
		【1-2】 お互いを尊重し合うための教育の推進	① 男女共同参画を推進するための学習環境づくり ② 園・学校等における男女共同参画の推進
		【1-3】 DV等あらゆる暴力の根絶 【DV防止基本計画】	① DVやハラスメント等に関する情報提供および啓発活動の推進 ② DV早期発見のための体制整備と相談体制の充実【重点】 ③ 被害者の安全確保と自立支援
		【1-4】 困難を抱える人が安心して暮らせる社会づくり	① 社会的孤立等に対応した一人にさせない地域づくり
	基本目標2 多様な主体との協働 あらゆる分野への男女共同参画の促進	【2-1】 地域・家庭における男女共同参画の促進	① 家庭における男女共同参画の促進 ② 誰もが地域活動に参画しやすい環境づくり【重点】 ③ 地域の防災活動における男女共同参画の推進【重点】
		【2-2】 あらゆる分野での女性の活躍推進 【女性の活躍推進計画】	① 女性活躍の基盤づくり【重点】 ② 女性の就業支援の促進 ③ あらゆる職業・職種における男女共同参画の推進
		【2-3】 ワーク・ライフ・バランスの推進	① 職場における男女共同参画の推進 ② 男女がともに家事・育児・介護しやすい環境づくり ③ 多様な働き方の促進
	基本目標3 多様性の尊重と共生のまちづくり 誰もが安心して豊かに暮らせる環境づくり	【3-1】 男女の生涯にわたる健康支援	① 母性の尊重と母子保健の充実 ② 生涯にわたる心身の健康維持と増進 ③ 性と生殖に関する意識啓発と性の尊重
		【3-2】 多様性の尊重	① 多文化※への理解と共生の取組 ② 多様な性についての意識啓発

※国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことを「多文化共生」と言います。

第4次米原市男女共同参画の推進計画(ハートフルプランまいばら21)の数値目標を定め、計画の着実な推進を目指しました。令和5年度までの実績値における目標の達成状況は次のとおりです。

基本理念「女（ひと）と男（ひと）がともに認め合い互いに自分らしくいきいきと暮らせるまち」を目指す

- ・ 目標を達成している項目…◎
- ・ 数値が改善している項目…○
- ・ 数値に変化がない、または改善しているがあまり変化がない項目…△
- ・ 数値が後退している項目…×

■基本目標1 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～

	第4次	内容	R3数値	R4現状値	R5現状値	目標値	評価	担当課
基本目標1	1-1-①	男女共同参画に関する講演会等の開催回数 (過去5年間の累計)	10回 (H29～R3年度)	10回 (H30～R4年度)	11回 (R1～R5年度)	10回 (～R7年度)	◎	人権政策課 男女共同参画センター 生涯学習課
	1-1-②	「日常的な家庭の仕事について性別によって役割の分担がある」と考える市民意識の割合 (男女共同参画市民意識調査 R2年度実施)	52.4%	52.4%	52.4%	25.0% (R7年度)	—	人権政策課
	1-2-①	ハートフル・フォーラムで男女共同参画を学習テーマとして実施したことがある自治会の割合 (過去5年間の平均)	13.4% (H29～R3年度)	13.7% (H30～R4年度)	13.8% (R1～R5年度)	15.0% (～R7年度)	○	生涯学習課
	1-2-②	小・中学校での男女共同参画の副読本の利用率(年ごと)	46.7%	40.0%	69.5%	100.0% (R7年度)	○	学校教育課
	1-3-①	中学校でのデートDV予防教育の実施率 (年ごと)	66.7%	100.0%	100.0%	100.0% (R7年度)	◎	学校教育課
	1-4-①	生活困窮に対する自立支援事業により就労することができた割合	0%	22.5%	33.3%	30.0% (R8年度)	◎	社会福祉課
	1-4-①	認知症サポーター養成講座の受講修了者に占める男性の割合 (年ごと)	20.7%	42.2%	26.5%	50.0% (R7年度)	×	高齢福祉課
	1-4-①	地域お茶の間創造事業で週1回以上居場所づくりを行っている地域(団体)数	35地域	35地域	35地域	42地域 (R8年度)	△	社会福祉課

■基本目標2 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の推進～

	第4次	内容	R3数値	R4現状値	R5現状値	目標値	評価	担当課
基本 目標 2	2-1-①	家庭の教育力向上に関する出前講座の実施回数 (過去5年間の累計)	4回 (H29～ R3年度)	4回 (H30～ R4年度)	4回 (R1～ R5年度)	5回 (～R7年度)	△	子育て支援課
	2-1-②	女性役員登用自治会数(年ごと)	11自治会 (R4.4.1)	15自治会 (R5.4.1)	16自治会 (R6.4.1)	15自治会 (R8.4.1)	◎	地域振興課
	2-1-②	女性が代表者または副代表者である団体の割合(年ごと)	2.8% (R4.4.1)	1.9% (R5.4.1)	3.7% (R6.4.1)	10.0% (R8.4.1)	○	人権政策課
	2-1-②	NPOや市民団体として、地域まちづくり活動に参加する女性の割合 (市民意識調査 R5年度実施)	10.2%	10.2%	12.1%	15.0% (R8年度)	○	地域振興課
	2-1-③	防災会議における女性委員の割合(年ごと)	7.1%	7.1%	7.1%	20.0% (R7年度)	△	防災危機管理課
	2-2-①	各種審議会委員のうち女性が占める割合 (年ごと)	31.1% (R4.4.1)	34.2% (R5.4.1)	33.9% (R6.4.1)	40.0% (R8.4.1)	△	総務課
	2-2-①	女性委員のいない審議会等の割合(年ごと)	11.3% (R4.3.31)	12.7% (R5.3.31)	9.3% (R6.3.31)	0% (R8.3.31)	○	人権政策課
	2-2-①	市役所管理職における女性職員の割合 (年ごと)	25.4% (R4.4.1)	30.5% (R5.4.1)	30.5% (R6.4.1)	30.0% (R8.4.1)	◎	総務課
	2-2-①	女性人材バンク登録制度への全体登録者数 (年ごと)	61人 (R4.4.1)	64人 (R5.4.1)	67人 (R6.4.1)	90人 (R8.4.1)	○	人権政策課
	2-2-①	女性人材バンク庁内活用数 (年ごと) 延人数	25人 (R4.4.1)	27人 (R5.4.1)	30人 (R6.4.1)	40人 (R8.4.1)	○	人権政策課
	2-2-②	女性就業率(25～44歳)	74% (R3)	80% (R4)	77% (R5)	82.0% (R7)	△	シティセールス課
	2-2-②	女性起業支援対象者 (過去5年間の累計)	5人 (H29～ R3年度)	7人 (H30～ R4年度)	9人 (R1～ R5年度)	5人 (～R7年度)	◎	シティセールス課
	2-3-①	滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数(米原市)	34件 (R4.3.31)	40件 (R5.3.31)	38件 (R6.3.31)	40件 (R8.3.31)	△	シティセールス課
	2-3-①	市役所年次有給休暇の平均取得日数 (年ごと)	11.3日	10.8日	12.3日	12日 (R7年度)	◎	総務課
	2-3-②	待機児童発生数(年ごと)	0人 (R4.4.1)	0人 (R5.4.1)	0人 (R6.4.1)	0人 (R8.4.1)	◎	保育幼稚園課
	2-3-②	ファミリー・サポート・センター会員総数 (年ごと)	184人	192人	190人	200人 (R8年度)	△	子育て支援課
	2-3-②	育児休業を取得したことがある市役所男性職員の割合(男性職員の育児休業取得率)	33.3%	66.7%	92.3%	20.0% (R7年度)	◎	総務課

■基本目標3 多様性の尊重と共生のまちづくり ～誰もが安心して豊かに暮らせる環境づくり～

	第4次	内容	R3数値	R4現状値	R5現状値	目標値	評価	担当課
基本目標3	3-1-①	乳がん検診の受診者の割合（年ごと）	25.2%	29.2%	28.5%	26.0% (R8年度)	◎	健康づくり課
	3-1-①	子宮頸がん検診の受診者の割合（年ごと）	20.4%	24.5%	23.7%	26.0% (R8年度)	△	健康づくり課
	3-1-①	乳幼児健康診査の受診者の割合（年ごと）	97.9%	98.0%	99.0%	95.0% (R8年度)	◎	健康づくり課
	3-2-①	日本語教室における外国籍市民参加者数（年ごと）	147人	211人	316人	200人 (R7年度)	◎	人権政策課
	3-2-②	性的マイノリティに関する講演会等の開催回数（過去5年間の累計）	4回 (H29～ R3年度)	5回 (H30～ R4年度)	6回 (R1～ R5年度)	5回 (～R7年度)	◎	人権政策課 生涯学習課

女性の社会参画や政治参画推進に向けた方策と取組等について

1. 世界の各国国会議員への女性参画

クオータ制：議席の一定数を女性に割り当てる制度

ア 憲法または法律のいずれかによる議席割当制

議席のうち一定数を女性に割り当てることを憲法または法律のいずれかにおいて定めている。（導入国は17か国：中東、南アジア、アフリカ地域での導入）

イ 憲法または法律のいずれかによる候補者クオータ制

議員の候補者名簿の一定割合を女性が占めるようにすることを憲法または法律のいずれかにおいて定めている。（導入国は34か国：全地域、特にアメリカ大陸での導入）

ウ 政党による自発的なクオータ制

政党が党の規則等により、議員候補者の一定割合を女性とすることを定めている。（導入国は52か国：全地域、特に欧州での導入）

2. 世界のクオータ制の導入経緯等

女性の社会進出が本格化し、1974年にノルウェーが世界に先駆けてクオータ制を取り入れた（選挙候補者名簿における男女割合を40%以上とする：政党による自発的なクオータ制、女性党首誕生）。

2005年には、地方自治法の改正により、県議と基礎自治体の議会の男女比も両性ともに40%以上とすることが義務付けられている。

フランスでは、「パリテ」といった言葉を用い憲法を改正した上で、議会等の様々な意思決定の場における男女同数を推進している。

2000年に「パリテ法」が成立し、選挙における男女同数候補者制が規定された。国会のほか県、市町村の各議会選挙等も対象とし、小選挙区選挙では違反した場合の政党助成金の減額等を規定している（候補者クオータ制）。また、2015年には県議会選挙で男女ペア選挙が実施された。

（※「パリテ」…男女同数、「ペア選挙」…男女がペアになって立候補し、共に選挙活動を行い、投票もペアに対して行う選挙制度）

政治分野等でのクオータ制は世界に広がり、制度を導入する国では男女共同参画社会が進んでいる。クオータ制の導入は、女性割合を高めるための有効な手段とされている。

3. 日本の現状

1946年、女性の国会議員が誕生。しかし、80年弱経過した今もなお、女性議員の割合の低さは変わらない状況。2018年に「政治分野における男女共同参画に関する法律」が施行され、衆参両院および地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等をめざすことを基本原則とし、2021年には法改正され、候補者の選定方法の改善などの明記、セクシュアルハラスメント等に関する対応が示された。

また、2020年「第5次男女共同参画基本計画」では、2025年までに衆参両院議員候補者に占める女性の割合を35%とする目標（政府が政党に働きかける際に念頭に置く努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない）を掲げ、2022年女性候補者の割合は33%であるが、政党によって大きな差がある。

現在、法律による努力義務以外に講じられている対策は日本にはなく法的なクォータ制は合憲なのかという議論もあり、政党の自立性を害する強制度合が高い場合には憲法違反の判断がされる可能性も残るため慎重論が根強く、検討が必要である。現実的な対応としては、政党が自主的なクォータ制を党則で定めることとされている（強制型のクォータ制を地方選挙で導入する場合には公職選挙法の改正が必要となる）

4. 地方議会における女性議員の割合の推移および滋賀県における女性議員の割合

令和4（2022）年12月末現在、女性の割合が最も高いのは、特別区議会で30.8%、次いで、政令指定都市の市議会20.8%、市議会全体17.4%、町村議会12.2%、都道府県議会11.8%となっており、都市部で高く郡部で低い傾向にある。（総務省白書P127）

滋賀県における女性議員の割合は13.6%、滋賀県内の女性市議会議員の割合は19%、町議会議員の割合は10.8%、市町議会議員の割合は17.3%となっている。（図で見る滋賀の男女共同参画進捗状況P11.12）

5. 女性が政治分野に入っていくことを阻む要因

- ・子育て、家庭生活との両立が困難
- ・ハラスメント（セクハラなど）の被害
- ・政治への関心が低い
- ・ロールモデルが少ない
- ・文化的な価値観、性別役割分担意識が根強い
- ・議員、議会は何をしているのか分からない（知らない）
- ・家族や周囲の理解不足 など

【地方議会議員対象としたのアンケート回答の例】

■立候補を決める段階から選挙運動中の課題で、女性と男性との回答率差が大きい項目

		男性回答率	女性回答率
1	性別によるセクシャルハラスメントを受けた	0.9%	24.9%
2	自分の力量に自信が持てない	18.5%	42.1%
3	知名度がない	38.1%	59.8%
4	仕事や家庭生活（家事・育児・介護等）のため選挙運動とその準備にかかる時間がない	36.5%	48.9%
5	当選した場合、議員活動と家庭生活との両立が難しい	18.5%	30.4%

参考：令和3年内閣府実施 女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書

地方議員男女 10,100 人対象 : 5,513 人回答

(男性 3,243 人、女性 2,164 人、性別無回答 106 人) 回収率 54.6%

※男女の回答率に最も大きな開きがあるものは、「性別によるセクシュアルハラスメントを受けた」であった。議員向けの研修や相談窓口の設置等により、ハラスメントの予防効果となり得るとも言われている。

6. 課題

- ・ 市民や議員などの女性政治参画への関心が低い
- ・ 社会の女性への差別やハラスメント被害
- ・ 市の女性政治参画推進の情報発信不足
- ・ 育児や出産との両立等、男性と対等な活動ができる環境づくり

7. 女性議員候補者を増やす方策

- ・ 市民活動の活性化
 - ・ 市民の意識改革
 - ・ 女性が社会に出るための環境整備
 - ・ 政治に関する研修、人材育成等
 - ・ クオータ制等の周知、啓発（なぜ女性が政治に関わることが大事なのか）
 - ・ 選挙方法を変える（一人複数票とする連記制の導入など）
 - ・ SNS などの活用による情報共有、情報発信
 - ・ 自治会での女性役員登用などで経験を積む
 - ・ 子どものころから政治や選挙等についての教育や周知（主権者教育の充実）
- ※主権者教育とは、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこと」

《具体例》

- イベントの開催 : 女性模擬議会、議会傍聴ツアー、人材育成セミナー・講座、議員による出前講座・意見交換会、ネットワーク交流会
- ハラスメント対策 : 規定の整備、研修の実施、相談窓口の設置
- 広報・啓発等 : リーフレットの作成、HP・広報誌の活用、調査研究
- 環境整備 : 妊娠・子育て中の議員への配慮、施設の整備、議会モニターに係る取組、オンラインによる議会・委員会出席
- 議会における男女共同参画の推進に関する検討・理解の促進 : 女性活躍に関する研修等

8. 効果

- ・ 女性が必要としている政策の実現性が高まる
- ・ 女性議員が安心して働ける環境整備により、さらなる女性議員の増加につながる
- ・ 多様な立場や考え方による、より民主的な議論の場の創出となる
- ・ 育児や介護等、生活に密着した分野の施策充実につながり、社会全体に良い影響を与え、男性にとってもより生きやすい社会となる

- ・「生理の貧困」や災害時の避難所運営など、女性の声が必要な場面は数多くあり、女性をはじめとした地域の声が行政に届きやすくなる。

9. 求められる行動

- ・選挙や政治に関心を持つ
- ・高校生等若年の頃から女性も政策・方針決定過程に関わる主体であることの理解増進
- ・学校等での政治についての教育
- ・固定的性別役割分担意識の払拭（意識変革）
- ・自治会での女性役員登用
- ・政治家になりたい女性を増やす取組みを進める

【参考】

■女性市議会議員インタビュー・アンケート（2018年11月実施）

（※「女性が拓く政治の道」グループ報告 抜粋）

- ・政治を特別なものと捉えず、ボランティアの延長や仕事の一選択として議員になった。
⇒女性が議員を目指すには、政治を身近に感じることができる環境が必要。
- ・選挙中に女性であるが故のヤジや差別を受けることがあった。
⇒世間には「政治は男性が行うもの」という認識が根強く残っている。
- ・議員活動は夜間や休日にもあり、家族や周囲の理解がないと家庭との両立が難しい。
⇒女性議員のサポート制度があると望ましい。
- ・議会に女性の視点は必要であると感じているが、日々の活動が多忙であり、女性議員を増やすための行動をしている女性議員は少ない。
⇒女性議員のノウハウを伝える勉強会が必要。
- ・議会等の傍聴がほとんどいない。
⇒市民が議会を身近に感じていない。
- ・ロールモデルとなる女性議員の存在がない。
⇒ロールモデルとなる女性議員が身近にいと、女性が立候補しやすい。
- ・市民の交流活動の場が少ない。
⇒市民の交流や母親同士の交流の中から市政への疑問、要望が生まれ、女性議員の輩出につながると考えられる。
- ・少しのきっかけで誰もが気軽に政治に参加し、つながっていける。人とのつながりが大切。
⇒活動していくにはネットワーク作りが必要。